

ミニチャレンジショップ運営規定

(趣旨)

第1条 この規定は、ミニチャレンジショップの運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(営業時間)

第2条 ミニチャレンジショップの営業時間は、午前10時から午後7時までとする。但し、新潟地下開発(株)西堀ローサ（以下、「西堀ローサ」という。）が都合により臨時にこれを変更する場合にはそれに従うこととする。

(休日)

第3条 ミニチャレンジショップの各テナントは、事前申請に基づき、各テナント間での調整を行った上で、毎週1回の休日を設定できる。但し、西堀ローサが都合により臨時に休日を設定する場合にはそれに従うこととする。

(出店者の義務)

第4条 ミニチャレンジショップの出店者は、新潟商工会議所まちづくり支援課（以下、「事務局」という。）の指示に従うとともに次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事務局及び西堀ローサ振興会が行うイベント等の事業に参加すること。
- (2) 事務局及び西堀ローサ振興会が行う経営講習会に参加すること。
- (3) 区画をはみ出した商品陳列をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食又は喫煙しないこと。
- (5) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (6) 店舗の清掃及び整頓を行うこと。
- (7) 開店時刻を遅れないこと。
- (8) 営業時間中は無断で店舗（区画）を空けないこと。
- (9) 服装は接客業に相応しいものとする。
- (10) その他、店舗の運営上、不適当な行為をしないこと。

2 前項の規定に違反した場合、事務局は、出店者に警告書を発し、退店を命ずることが出来る。

(消耗品の負担)

第5条 ミニチャレンジショップの出店者は、営業活動に必要な備品、消耗品の負担をしなければならない。

(転貸等の禁止)

第6条 ミニチャレンジショップの出店者は、その地位、資格を譲渡し、又は転貸することが出来ない。

(特別の設備)

第7条 ミニチャレンジショップの出店者は、店舗（区画）及び共用通路等に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ事務局の承認を得なければならない。

(損傷及び滅失の届出)

第8条 ミニチャレンジショップの施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を事務局に届け出て、その指示に従わなければならない。

(退店届)

第9条 ミニチャレンジショップの出店者は、店舗の賃貸期間満了前に、退店しようとする場合は、退店しようとする日の1ヶ月前までに事務局に届け出なければならない。

(細則)

第10条 鍵の管理その他この規定に定めがない事項は、事務局との協議のうえ決定するものとする。

附 則

この規定は、平成13年9月1日から施行する。